

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月15日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成27年4月24日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス牟礼店
高松市牟礼町牟礼957番地 外5筆

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

該当なし

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1. 意見書を提出した者
高松市牟礼庵治商工会

2. 意見の概要

出店地点は、牟礼町内で最も車両の交通量の多いところであり、大型店が複数出店していることから、各店とも顧客の進入・退出については工夫を凝らして、事故のないように配慮をしていることから、貴店についても、国道からの進入経路については十分に顧客への周知とガードマン等による対応を取られるよう希望します。

特に、高松方面よりの進入については、国道を止めることになるため、通行を妨げることになり、事故につながることをないよう配慮を願いたい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年9月15日(火曜日)から同年10月15日(木曜日)まで